

学 位 論 文 題 名

日本における論語の訓読史の研究

－中国側注釈書との関連に注目して－

学位論文内容の要旨

本論文は、400 字詰原稿用紙に換算して約 1820 枚に及ぶ大部な内容で、鎌倉時代から江戸時代初期までの、論語の訓点本と抄物における中国側注釈書の取り入れについて、以下の四つを明確にしようとしたものである。

一、鎌倉時代から江戸時代初期までの論語の訓読の変遷を、中国側注釈書の取り入れの観点から明らかにする。

一、論語の抄物に関しては、中世の学問の中心であった清原家の論語抄を対象に、中国側注釈書の取り入れについて考察することによって、清原家の学問の変遷及び先行抄との関連を明らかにする。

一、中国側注釈書の取り入れの観点から、論語の訓点本と抄物を比較することによって、論語訓読の上での両書物の性格を明らかにする。

一、以上の考察をとおして、日本における論語の中国側注釈書の受容史を明らかにする。

序では、論語の訓読と中国側注釈書、論語の中国側注釈書、朱子新注の日本伝来、日本儒学史の概略、が適確に述べられている。

第一部訓点本の部では、先づ第一章に考察の方法として、日本の論語訓読と中国側注釈書とが密接な関連を持つことが述べられ、古注と新注とが対立する箇所全用例が示される。第二章に、高山寺清原家本、正和本・嘉暦本・文永本・高山寺蔵中原家本・元応本を対象にして、鎌倉時代の論語訓点本に於ける中国側注釈書の古注・新注の取入れが述べられる。第三章に、清原宣賢伝本・永正本・正平版四種・論語義疏本を対象にして、室町時代の論語訓点本に於ける中国側注釈書の古注・新注の取入れが述べられる。第四章に、元亀本・寛永本・寛文本を対象にして、室町時代末期から江戸時代初期の論語訓点本に於ける中国側注釈書の古注・新注の取入れが述べられる。第五章に、鎌倉時代から江戸時代初期に於ける論語訓読の変遷が述べられる。

第二部抄物の部では、先づ第一章に考察の方法として、論語の抄物も中国側注釈書に依拠していることが述べられ、古注・新注の対立箇所がどのように表わされるかが示される。第二章で応永二十七年本論語抄、第三章で業忠講論語聞書、第四章で宣賢撰論語聞塵、第五章で論語私抄、第六章で古活字版論語抄に於ける中国側注釈書の古注・新注の取入れが述べられる。第七章に、清原家論語抄に於ける中国側注釈書の取入れの変遷がまとめられ

ている。

第三部訓点本と抄物では、論語の訓点本と抄物とでは中国側注釈書の取入れ方に違いが有ることが述べられる。

結では、各部各章に亘って、目的が達成されたことが適確に述べられている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 石 塚 晴 通

副 査 教 授 伊 東 倫 厚

副 査 助 教 授 池 田 証 寿

学 位 論 文 題 名

日本における論語の訓読史の研究

－中国側注釈書との関連に注目して－

鎌倉時代の論語の訓点本の考察をととして、新注の伝来と流布の時期は通説より早い十三世紀と見るべきであること、高山寺蔵清原家本の加点時期を推定したこと、

室町時代の考察をととして、中国側注釈書と関連して論語の訓読は鎌倉時代から室町時代まで変わらないこと、論語の訓読はテキストの注釈・加点内容・加点者の理解の三重構造を有すること、三重構造の間にはテキストの注釈と加点内容との間加点内容と加点者の理解との間に各々第一のギャップと第二のギャップが存すること、

室町時代末期から江戸時代初期の論語集注本の考察をととして、寛永本は元亀本よりも新注に忠実な加点であること、論語集注本には古注による訓が残存していること、特に寛永本においてその傾向が著しいこと、寛永本の結果は羅山学の清原家の学問との関連に起因すること、中国側注釈書の取り入れと関連して論語の訓読はテキストが論語集解から論語集注に交替される時点で大きく変化すること、

清原家論語抄五種の考察をととして、論語抄は多様な注釈書や関連漢籍を幅広く取り入れていること、各抄の撰者は師資相承の伝統だけに縛られず先行抄を参照しながらも独自の見解に基づき個性的な抄物を作り上げていること、良賢の新注摂取以来清原家の論語抄には新注の影響が増大していくこと、清原家の新注摂取は従来の説と異なり宣賢以後も積極的に行われていること、宣賢撰論語問座は應永本に集注や論語輯釈を付加する方式で作成されていること、論語抄で見る限り宣賢の抄物作成方式は業忠とは異なること、従来宣賢のものとされてきた論語私抄の撰者は宣賢ではなく別の人物と考えるべきであること、古活字版論語抄の訓読文は新注を主とする加点でありこれは集解本から集注本に移行する過渡期の状況を反映していること、実際の中国側注釈書の取り入れの状況を反映することができたのはそれが抄物内の加点であるからであること、抄の文と訓読文との間に中国側注釈書の取り入れにおいて一致しない用例が多いこと、

訓点本と抄物の考察をととして、宣賢の永正本と論語聴座の間の中国側注釈書の取り入れは一致しないこと、また室町時代の論語の訓点本と抄物の間も一致しないこと、それは

根本的には訓点本と抄物の本来の役割の相違に起因するものであろうこと、訓点本は家点や家学の伝統を守るべき書物として抄物は新しい学問を取り入れる様子をうつすべき書物として位置づけられていたこと、訓点本と抄物における中国側注釈書の取り入れの傾向が大いに異なることはこのような両書物の役割分担に起因するものであること、

を明らかにした以上の成果は多大であり、大部の資料編は国語学分野のみならず、中国哲学・日本思想史等の他分野に於ても極めて有益である。時に、語学的な手続きを缺く勇み足はあるものの、規定の 3 年間で上記の成果を上げ得たことは特筆に値する。以上に鑑みて、審査委員会は本論文が博士（文学）の学位を授与するに相応しい研究成果であることを全員一致して認める。